

静岡市葵区瀬名地区産業用地整備事業
立地事業者募集要項

令和7年5月

一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社

1 目的

現在、静岡市では、大規模な産業用地がなく、移転や進出を希望する事業者のニーズに応えることができていない状況である。そこで、静岡市土地等利活用推進公社（以下、「公社」という。）では、産業用地としての活用が見込める土地を探し、今回、静岡市葵区瀬名地区において、地権者意向の同意が得られたことから、産業用地として開発を目指している。

開発にあたっては、事業者のニーズに対し、迅速に応える必要があることから、都市計画法や地域未来投資促進法等に基づく開発手法を用い、かつ民間活力を生かすことで、スピード感をもった産業用地の創出を行う。

本募集要項は、開発候補地に進出を希望する民間事業者を募集し、地権者交渉や用地整備等を行う「優先交渉権者」を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 候補地周辺の現況

最寄り駅：JR草薙駅まで約5.1km

静岡鉄道 県総合運動場駅まで約5.4km

最寄りIC：東名高速道路 清水ICまで約9.1km

最寄り国道：国道1号バイパス 瀬名ICまで約3.1km



（出典：静岡市地形図 1/2500）

3 事業概要

(1) 開発候補地の概要

名 称	静岡市葵区瀬名地区開発事業
所 在 地	静岡市葵区瀬名、長尾 地区
面 積	約5,525㎡（A区画：約3,665㎡、B区画：1,860㎡）
地 権 者	地権者 計21名 37筆
区域区分	市街化調整区域
ハザードマップ	【災害危険区域：なし】 【地すべり防止区域：なし】 【土砂災害特別警戒区域：なし】 【浸水被害防止区域：なし】 【急傾斜地崩壊危険区域：なし】 【その他 土砂災害警戒区域（土石流）：一部あり】
備 考	・盛土規制法：宅地造成工事等規制区域 ・区域内に法定外公共物（道路・水路）がある。 ・区域の間に市道（瀬名長尾線）がある。



(2) 事業内容

各種法令に基づく候補地の開発に向けた準備及び開発事業

- ① 開発候補地内の地権者との土地の売買または賃貸の交渉
- ② 開発に向けた関係法令に基づく許認可申請
- ③ 許認可に基づく土地造成・建物建築
- ④ その他、開発準備及び開発に際し必要な事務

上記事業においては、優先交渉権者が第三者に委託することも可能

なお、開発候補地において、都市計画法に基づく開発許可制度を活用し、静岡市と協議のうえ、行うこととする。

また、公社では地権者に事前に産業系土地利用に対する同意のみを得ており、金額等の条件についての同意は得ていない。

(3) 立地事業者の要件

立地事業者は、静岡市開発許可等に関する手引き（立地基準）と合致するかを静岡市都市局都市計画部開発審査課と協議すること。

項目	内 容			
業種	製造業	研究所	物流業	その他
主な用途	工場 事務所	研究開発施設	倉庫	付随する 日用品店舗等

(4) 法規制の概要

都市計画法：市街化調整区域

開発にあたっては、立地事業者は都市計画法第 34 条各号に該当する施設であることが必要となる。

農地法：農地法第 5 条に基づく農地転用の許可申請が必要となる。

文化財保護法：なし

土壌汚染対策法

土地の形質の変更の部分の面積が 3,000 m²（現に有害物質使用特定施設が設置されている土地にあっては 900 m²）以上である場合は、届出が必要となる。

盛土規制法：宅地造成等工事規制区域内

市街地や集落、その周辺など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼすエリアで、盛土が 1 m、切土が 2 m を超え、また、盛土と切土を同時に行い、2 m を超える崖が生じるもの、盛土と切土をする土地が 500 m² を超えるものが対象となり、該当する場合は許可が必要となる。

(5) インフラの概要

上水道：前面道路（県道 平山草薙停車場線）敷設済（DIP 100mm）

下水道：認可区域外（雨水・污水）、

区域南側道路に公共下水道管敷設済（VU200mm）

工業用水：敷設なし

市道：県道平山草薙停車場線（道路幅員 10m：車道 8 m、歩道 2 m）

(6) 開発候補地内の物件等について

① 地域・地区

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条に基づく市街化調整区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 29 年法律第 31 号）第 7 条第 1 項に基づく「土砂災害警戒区域（土石流）」内
- ・その他の関係法令により、別の地域・地区指定がされている場合は、その地域・地区を含む。

② 道路、法定外公共物

・道路

区域を分断するように市道瀬名長尾線が位置しており、一体利用するにあたり、当市道の一部を廃止し、払い下げを受ける必要があり、地権者及び道路管理者との協議が必要となる。

・法定外公共物

区域内に水路があるため、開発をするにあたり、施設管理者との協議が必要となる。

③ 留意事項

土地利用にあたっては、原則、土の切り盛り等による造成によって平場を創出する必要がある。また、平場の創出にあたっては、農地法の農地転用、開発行為の許可等の手続きなど、関係法令に基づく許認可や届出等の諸手続きが必要となる。

なお、当該用地は、土地利用にあたっての土の切り盛り等の造成工事やそれに伴い発生する残土処分、周辺インフラ工事、開発行為の許可等の手続き等は、優先交渉権者が実施することとし、当公社では、それらに要する費用負担等は一切行わない。

また、本公募は、公社が開発に関する許可等を担保するものではなく、優先交渉権者は、自らの責任において、関係機関等との協議や手続きを行う必要がある。

その他、「18 注意事項」を参照。

4 優先交渉権者選定の手続き

(1) 選定スケジュール

優先交渉権者の選定までのスケジュールは下記のとおり。 ※変更の場合あり

内 容	スケジュール	備 考
質問書の提出期限	随時受付 最終:令和7年12月12日(金) 17時	メールの場合: 同日 24 時 郵送の場合 : 同日消印有効
質問の回答の公開	質問受付後原則5日以内(土・日・祝日除く) 最終:令和7年12月19日(金) 17時	期限までに公社ホームページ及び公社の窓口で公開する。
参加申請書の提出 (提出書類等一式)	随時受付 最終:令和7年12月25日(木) 17時	メールの場合: 同日 24 時 郵送の場合 : 同日消印有効
書類審査	原則、受付後2週間以内 (土・日・祝日を除く)	開発計画の内容等を審査
審査結果の通知・公表	原則、申請書類受付後 3週間以内 (土・日・祝日を除く)	参加者に対し、郵送にて通知する。同日公社ホームページにて優先交渉権者のみ事業者名を公開する。
事業協定の締結	両者協議終了後	事業協定の内容は、「瀬名地区における土地の利活用に関する協定書(案)」を基本とするが、詳細は優先交渉権者と協議のうえ決定する。
優先交渉権者の決定後		・ 開発事業者が作成する開発計画及び建築計画等に基づき、市の関係課と開発事業者が十分な協議のうえ、開発審査会への付議、開発許可及び農地転用許可申請の手続きを実施。 ・ 地元説明会など(開発計画の内容説明等) 開発事業者による整備着手。

(2) 選定方法

参加資格要件を確認のうえ、参加申請書及び添付書類を基に審査し、優先交渉権者を決定する。詳細については「12 優先交渉権者の決定手順等」参照。

(3) 優先交渉権者の選定

先着順で受付を行い、提出書類において、審査項目に基づき点数が平均点(6割程度)以上の点を取れた参加者を「優先交渉権者」として選定する。優先交渉権者は、自らが提案した内容について、責任をもって実行していかなければならない。

審査項目については、「13 審査方法・審査項目等」参照。

(4) 事業協定の締結

優先交渉権者は、事業協定書(瀬名地区における土地の利活用に関する協定書(案))の内容に係る協議を行い、公社と事業協定を締結する。

(5) 協定締結後の詳細協議

公社と優先交渉権者は、締結した事業協定に基づき、企業立地に向けた事業計画(開発許可申請書等)を作成し、関係機関等と詳細な協議を行う。

5 応募資格条件

(1) 応募者

原則として、単独企業またはグループ(複数の企業・団体の共同体)とする。

グループで応募する場合は、代表者を1社選定すること。

また、各構成員は本募集に関する2以上のグループの構成員を重複することは認めない。応募後の代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

(2) 応募資格

応募資格は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループ構成員全員がこれらの要件を満たす必要がある。

- ① 地方自治法(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本募集を開始した日において、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成28年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ④ 以下の要件に該当しないこと。

ア) 役員等(公社の事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者という。以下同じ)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)であると認められるとき。

イ) 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑤ 消費税及び地方消費税並びに国税、静岡県税及び静岡市税（静岡市に納税義務があるものに限る）の滞納がないこと。

⑥ 過去３年の間、静岡市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と理事長が認めるものでないこと。

⑦ 本整備事業の実施に必要な資力及び信用を有すること。

なお、以下に掲げる全ての項目に該当すること。

ア) ３期連続で経常利益が赤字でないこと。

イ) 直近期において債務超過でないこと。

ウ) 直近期において利払能力（事業損益を支払利息で除した数値）が１以上であること。

(3) 公社への事業管理料の支払いについて

公社では、地権者に事前に産業系土地利用に対する同意のみを得ており、優先交渉権者は、地権者から土地を取得するにあたり、公社に対し、一定の事業管理料（すべての土地の取得金額の１.５%以上）を支払うこと。

6 土地利用に係る制限

当該用地は、土地利用を進めるにあたり、都市計画法、建築基準法、土砂災害防止法等の関係法令、条例等に基づき制限を受ける。当該用地で事業（造成工事や建物建築等）を検討する際は、関係法令等の確認や関係機関との事前相談を実施すること。土地利用の提案の段階（応募に係る関係書類の提出の制限）で、正式な許可等の手続きを完了している必要はないが、関係法令等の制限を踏まえた土地利用の検討を行うこと。

特に以下の点に関しては、注意すること。

- ・原則として、当該用地は市街化調整区域で地目が宅地以外の土地が 500 ㎡以上あるため、開発にあつては、都市計画法第 29 条の開発許可申請を行う必要がある。
- ・当該用地は市街化調整区域のため、開発する場合は、都市計画法第 34 条各号に定める立地基準を満たす必要がある。
- ・当該用地は土砂災害警戒区域（土石流）に一部該当しているため、開発にあたり必要な安全対策等が求められる場合がある。

- ・都市計画法では、地表面に対し、30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものを「がけ」と定義し、開発行為によって生じたがけ面には崩壊しないための対策を求めている。このため、土の切り盛り等により新たなのり面を造成する際には、安全対策が求められる場合がある。（なお、造成工事により、のり面の形状が変わった場合、土砂災害警戒区域等の指定の見直しを静岡県が実施する場合がある。）
- ・建物の建築にあたっては、のり面に隣接する土地は、建物の安全確保の観点から、のり面から一定範囲の場所には、建物の配置が制限される場合がある。また、必要な強度を確保するための建物構造について、安全対策が求められる場合がある。
- ・調整池の設置については、河川管理者等と協議の結果、必要に応じて設置することが求められる場合がある。その際には、現地調査（土地利用状況、施設機能等）を行い、規模・構造等について協議をすること。
- ・区域の間に市道（瀬名長尾線）があり、一体利用（A区画・B区画）を希望する際には、地権者の意向や市との協議により一部廃道が可能である。
- ・3,000㎡を超える面積の形質の変更を行う場合、土壤汚染状況調査を実施する必要がある。土壤汚染のおそれの有無について調査を受ける必要がある。その結果、土壤汚染のおそれが確認された場合は、土壤汚染状況調査を実施する必要がある。
- ・盛土が1m、切土が2mを超え、また、盛土と切土を同時に行い、2mを超える崖が生じるもの、盛土と切土をする土地が500㎡を超える造成等が行われる場合は、盛土規制法に関する協議をすること。

7 応募関係書類の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年5月30日（金）から令和7年12月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 配布方法

応募関係書類については、公社ホームページに掲載するほか、公社窓口でも配布する。

8 関係図面等の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和7年5月30日（金）から令和7年12月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 縦覧場所

「19 問い合わせ先」

(3) 縦覧資料

- ・当該用地の公図、全部事項証明書
- ・土砂災害（特別）警戒区域、区域図
- ・地権者意向調査結果

9 現地説明会

現地説明会は実施しない。

10 本件に対する質問

(1) 本募集の内容等について質問がある場合は、別紙質問書（様式5）に記載のうえ、次のとおり提出すること。

① 提出期間

窓口では令和7年5月30日（金）午前9時から令和7年12月12日（金）午後5時までとし、電子メールについて、令和7年12月12日（金）24時まで、郵送は令和7年12月12日（金）の消印有効とする。

② 提出先

「19 問い合わせ先」宛に郵送、持参または電子メールで提出すること。
電話・口頭及びファックスによる質問は受け付けない。また、電子メールのタイトルは「瀬名地区産業用地整備事業立地事業者募集（事業者名）質問書」とすること。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問書を受理してから原則5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより回答するほか、公社ホームページで公開するとともに閲覧させる。（質問者については非公開とする。）
このため、「質問事項」は公開される前提で作成すること。

なお、質問内容によっては、関係機関への確認が必要となるため、回答が5日以上かかる場合もある。その場合は、質問者に対して、その旨を電子メール等にて連絡する。

② 閲覧場所 「19 問い合わせ先」

③ 閲覧期間 令和7年5月30日（金）から令和7年12月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(3) その他

応募書類の作成や提出に関する費用は応募者の自己負担で行うこと。

11 応募関係書類の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

公社窓口では、令和7年5月30日（金）から令和7年12月25日（木）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)とし、電子メールは令和7年12月25日(木)24時まで、郵送は令和7年12月25日(木)の消印有効とする。

(2) 提出書類

参加資格等の応募案件を満たしているかを確認し、事業計画書により土地利用の提案内容を審査するために以下を提出すること。

- ・参加申請書(様式1)

- ・添付書類

- ① 事業計画書(様式2)

- ② 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)※3か月以内に取得したもの

- ③ 定款

- ④ 直近3か年の決算概要

- ⑤ 直近の納税証明書(提出日3か月以内に発行された原本)

- ・国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明書

- ・県税:未納税額がない証明書

- ・市税:静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書(令和4年度及び令和5年度)

※提出可能であれば令和6年度

- ⑥ 会社案内

- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書及び同意書(様式3)

- ⑧ 構成員名簿(様式4)

- ⑨ その他の参考資料

- ※ 提出する事業計画書等については、開発に関する関係法令等を踏まえたものとし、実効性のある内容とすること。

- ※ 様式の指定がある書類は、指定された様式を使用すること。

- ※ グループで事業を行う場合の提出書類は以下のとおり

- ・参加申請書 : グループの代表者名で作成

- ・添付書類①～⑨:すべての構成員分

- ※ 提出された書類は、返却しない。

- ※ 本件以外の目的での使用はしない。

(3) 提出書類部数

- ・参加申請書 1部

- ・添付書類 1部

(4) 提出方法及び受付場所

「19 問い合わせ先」宛に郵送、持参または電子メールで提出すること。

郵送の場合は、簡易書留にて郵送すること。

(5) 提出書類及び参加資格の確認

提出された参加申請書、添付書類について、提出物や内容が適切であることが確認でき、参加資格を満たす者を対象とする。

12 優先交渉権者の選定手順

選定にあたっては、先着順とし、参加申請書等の提出書類により、審査項目に従い総合的に評価し、本市にとって地域経済の活性化に寄与する土地利用の提案を行った者を「優先交渉権者」として選定する。

13 審査方法・審査項目等

(1) 審査方法

審査について、提出された参加申請書及び添付書類を下記の審査項目に従い、総合的に審査する。

(2) 主な審査項目

各項目を5段階評価で審査する。

審査項目	審査の着眼点
事業内容	・実施する事業の内容が明確に示されているか ・当該用地を有効かつ効率的に活用する事業計画となっているか
事業の実現性	・事業計画書の内容は実現性のある内容になっているか ・無理のない設備投資となっているか
当該用地で事業を行う必要性	当該用地での事業を希望する明確な理由が示されているか
公社への貢献	公社に対する事業管理料はいくらか
企業の成長性	本事業により売上額の増加がどの程度見込めるか
雇用の創出	本事業により雇用の増加がどの程度見込めるか
地域経済の牽引 地域への貢献 周辺環境への配慮	市内企業との取引拡大が見込めるか 地域への貢献や周辺環境への影響について、取り組みや考えが示されているか

※ なお、合計点数が6割未満の場合は優先交渉権者の選定を見送る場合がある。

14 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定

審査項目に基づき合計点数が平均点(6割程度)以上の点を取れた参加者を

「優先交渉権者」として選定する。優先交渉権者は、自らが提案した内容について、責任をもって実行していくこと。

なお、選定の経過や内容については、公表しない。

(2) 審査結果の通知

参加申請書及び提出書類を受付後、原則3週間以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに審査結果を参加申請者へ書面で通知し、優先交渉権者の事業者名を公社ホームページにて公表する。

また、審査結果等についての問合せには回答しない。

15 優先交渉権者の失格

優先交渉権者が次の事項に該当する場合は、失格とする。なお、グループが事業を行う場合は、構成員のうち1者でも次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 応募資格条件」を喪失した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 提案した事業内容の実現性が確認できない場合
- (5) 選考に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合
- (6) その他、本要項に示された条件に適合しない場合

16 開発行為の許可の見込みの確認

(1) 開発行為の許可等の見込みの確認

「14(1) 優先交渉権者の選定」に従い、優先交渉権者は、自ら提案した事業内容について、開発行為の許可や関係法令に基づく許認可や届出等を所管する関係部署との事前相談を実施すること。事前相談にあたっては、公社は関係課との調整等の支援をする。

事前相談には、提案された事業内容の実現性を確認するものであり、正式な開発行為の許可等の手続きではなく、あくまでも許可等の見込みを確認するためのものであり、正式な手続き・協議は、優先交渉権者が別途手続きを行うこと。

(2) 提案した事業内容の変更について

優先交渉権者が提案した事業内容について、関係部署との事前協議の結果や社会情勢の変化等により内容を変更する必要が発生した場合は、優先交渉権者は、変更の内容とその理由を書面にて公社に提出すること。

(3) 優先交渉権の取り消し

「15 優先交渉権者の失格」に該当した場合や提案した事業内容に大きな変更が生じた場合、本公募の趣旨に反する行為・内容が認められる、もしくは恐

れがあると判断した場合、公社が指定した期日までに事業協定書を提出しなかった場合は、公社は催告その他何らの手続きを用いずに、「優先交渉権」を取り消すものとする。

この場合、公社に損害が生じた場合は、損害賠償等を請求する場合がある。また、公社は、優先交渉権者の負担した契約の費用やその他の経費、支出などの一切の費用は負担しないものとする。

17 優先交渉権者決定後の手続き及び開発行為の許可等の手続き

(1) 優先交渉権者決定後の手続き

優先交渉権者決定後、公社と協定内容等について協議が整った場合は、公社は直ちに優先交渉権者に対して、協定の締結に必要な事項を通知する。

優先交渉権者は、通知書を受けてから15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に事業協定の締結を行うこと。

事業協定の作成に要する費用（収入印紙代を含む）は、優先交渉権者が負担する。なお、優先交渉権者が事業協定締結までに、「15 優先交渉権者の失格」に該当した場合や「16（3）優先交渉権の取り消し」に該当した場合は、協定締結は行わず、「優先交渉権」を取り消すものとする。

(2) 開発行為の許可等の手続き

事業協定の締結は、開発行為の許可等の手続きとは一切関係がないため、許可等を担保するものではない。優先交渉権者は、関係機関等との事前協議を踏まえ、自らの責任において開発行為の許可や関係法令に基づく許認可や届出等の諸手続きを進めること。

18 注意事項

(1) 参加申請書、添付書類及び協定手続等において使用する言語は日本語に限る。（添付・提示書類等が日本語以外の場合は、翻訳文を添付すること。）

(2) 応募関係書類等の作成に係る経費や開発行為の許可等の手続きに係る経費、土の切り盛り等の造成工事費用、残土処分費用等については、公社は一切負担しない。特に残土処分先については、公社では確保していないため、残土の搬出先を確保したうえで、整備スケジュールや資金計画を立てること。

(3) 土地の区画形質の変更や新たな建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法等の法令や静岡県や静岡市の条例等を遵守するとともに、建築協定等により指導される場合があるため、必要に応じて関係機関に確認すること。

(4) 造成工事を実施する場合は、騒音・振動・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮すること。また、周辺地域への丁寧な説明や対応を行うこと。

(5) 当該用地は、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」の指定を受けて

いる場所のため、造成工事については、安全対策を十分に講じること。

なお、事故等の防止にかかる費用については、公社は一切負担しない。

(6) 優先交渉権者は、事業協定締結後、当該用地に面積の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、損害賠償の請求又は事業協定の解除をすることはできない。

(7) 敷地内に工作物がある場合は、それらの工作物の補修、改修、撤去、再構築及びその費用については、公社は一切負担しない。

(8) 埋設物調査は行っておらず、現地調査の結果、地下埋設物が発見されたとしても公社は責任を負わない。また、撤去及びその費用についても、公社は一切負担しない。

(9) 土壌汚染調査は行っておらず、土壌汚染が発見されたとしても公社は責任を負わず、除染等及びその費用については、公社は一切負担しない。

(10) 参加申請書は、募集期間内において随時受けを行う。

(最終：令和7年12月25日(木))

(11) 選定手順は、先着順とし、「優先交渉権者」が決定した時点で募集を終了します。また、「優先交渉権者」が辞退した場合は募集期間内で再募集する。

(12) 参加申請書類等を提出後、公募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を公社あてに受付締切日（令和7年12月25日（木））までに直接、郵便または電子メールで提出すること。

なお、辞退届を提出した場合においては、これを理由として、以降、何ら不利益な取扱いを受けることはない。

(13) 応募に伴う開発区域の設定については、全体・A地区・B地区単体またはそれぞれの地区の一部のみでも申請可能とする。

(14) 事業管理費には、消費税相当額が別途発生する。

(15) 本要項に定めることのほか、必要な事項が生じた場合は、公社と協議の上、これを定めることとする。

19 問い合わせ先

窓口：一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社

住所：〒420-0853 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎本館4階）

電話：054-221-1234

E-mail：kousha@shizuoka-lup.jp